

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】厚生年金基金の平成22年度財政決算結果についてP1
【コラム】厚生年金保険の第4種被保険者についてP7

厚生年金基金の平成22年度財政決算結果について

1. はじめに

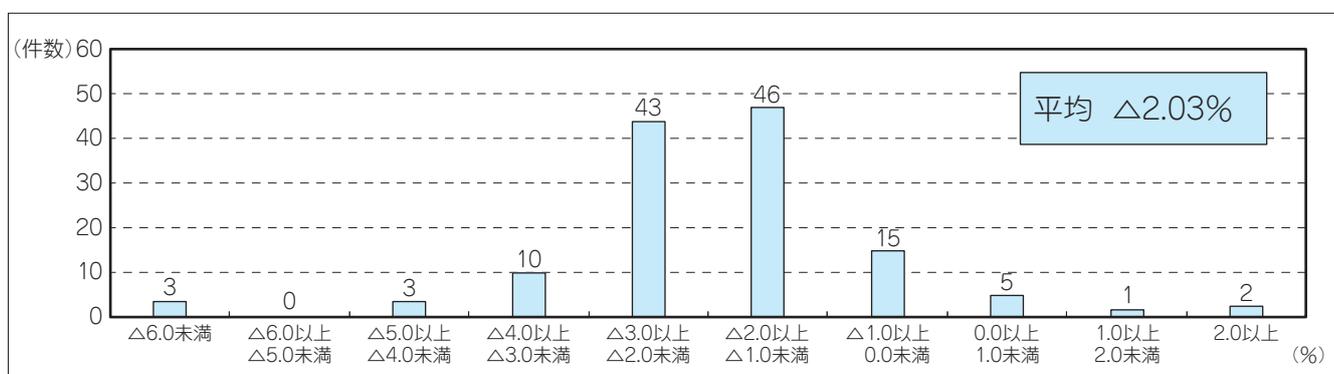
+ 弊社に総幹事を委託いただいている厚生年金基金（以下、「基金」と言います。）128基金の平成22年度財政決算結果がまとまりましたので、資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況ならびに過去の推移について解説いたします。

2. 資産運用利回りについて

平成22年度の資産運用利回り（運用報酬・業務委託費等控除後）の分布は、＜図1＞の通りです。大半の基金の運用利回りは Δ 3.0%～ Δ 1.0%の間に収まっていますが、プラスの利回りを確保した基金も数件見受けられます。理論的には、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すれば、利差損益は発生しません。平成22年度の厚生年金本体の運用利回りは Δ 0.26%となり、資産運用利回りは、代行部分およびプラスアルファ部分とも予定の運用利回りを下回ったことから、多くの基金で利差損が発生しています。

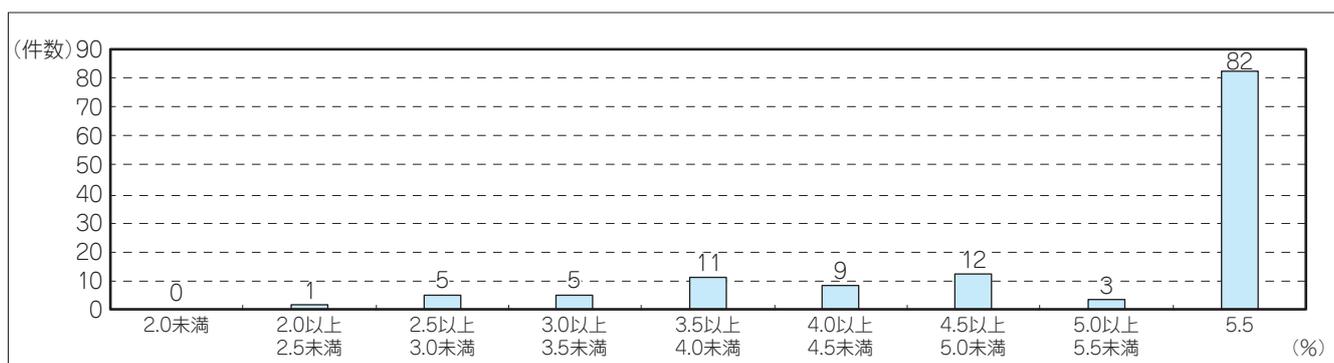
なお、予定利率の分布については、＜図2＞をご参照ください。

＜図1＞資産運用利回りの分布状況（平成22年度）



(注) 基金の利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

＜図2＞予定利率の分布状況（平成22年度）



(注) 加算型の基金については、加算部分の予定利率を集計している。

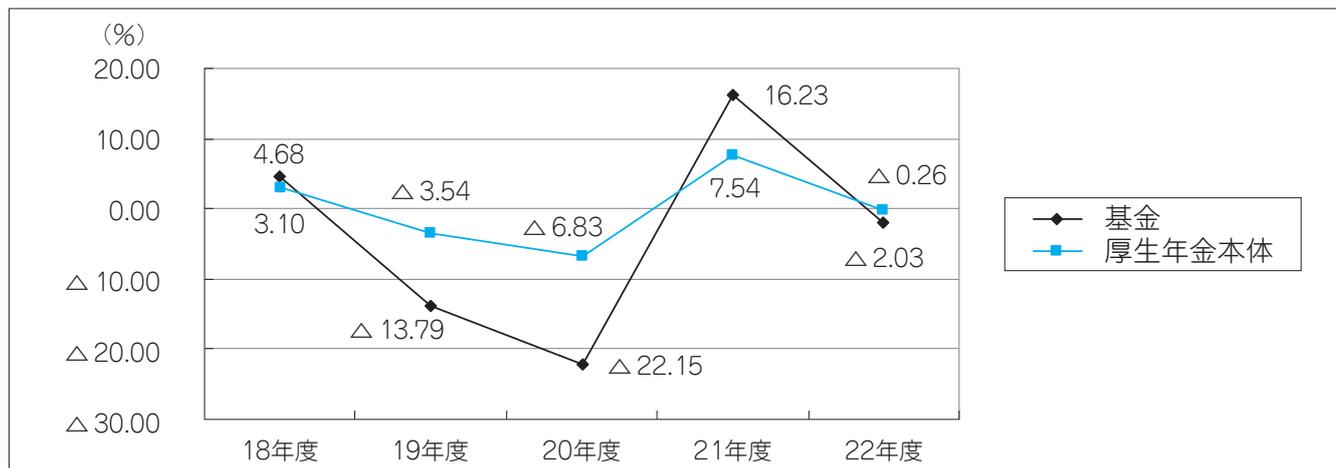
厚生年金基金の平成22年度財政決算結果について

次に、資産運用利回りの推移は<図3>の通りです。比較のため、厚生年金本体の運用利回りも表示しています。

平成19年度はサブプライムローン問題、平成20年度はリーマン・ショックの影響により大きく落ち込みました。平成21年度は大幅なプラス利回りとなったものの、平成22年度は東日本大震災の影響もあり若干のマイナス利回りとなっています。

基金の運用利回りが厚生年金本体の利回りよりも変動が大きくなっているのは、基金が厚生年金本体よりもリスクをとった運用を行っていることを反映しているものと考えられます。

<図3> 資産運用利回りの推移



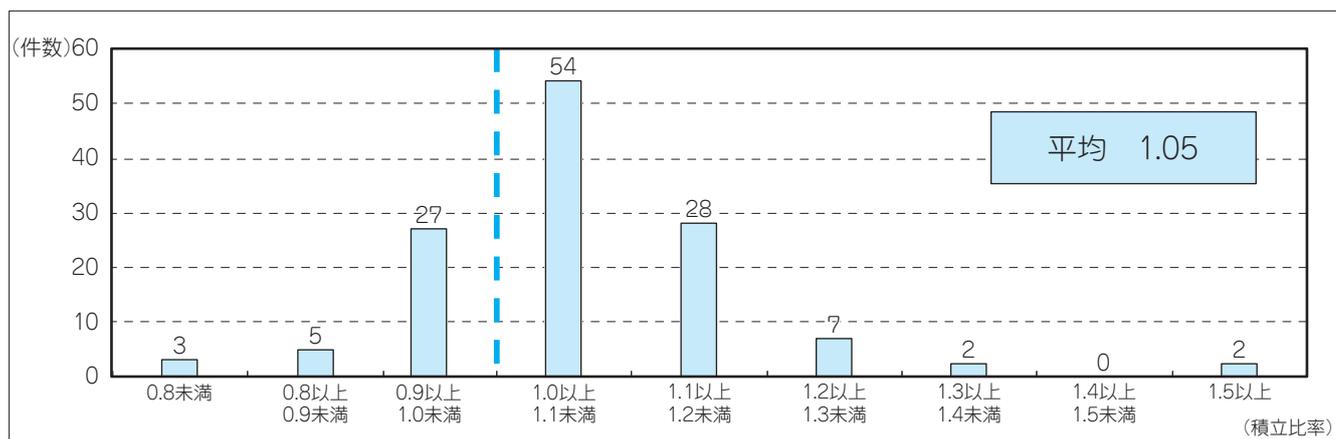
(注) 基金の利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

3. 積立比率（継続基準・非継続基準）について

平成22年度決算の、継続基準・非継続基準に関する積立比率の分布は<図4>～<図6>の通りです（財政検証の仕組みについては、6ページ【解説】をご参照ください）。

まず<図4>は、継続基準に関する積立比率のうち、掛金の見直しが必要であるか留保可能であるかの基準となる、「(純資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金」の値の分布を表示しています。表中の積立比率が1.0未満の場合、掛金の見直しが必要となります。平成22年度決算の結果、掛金の見直しが必要な基金は弊社総幹事先のうち約27%となりました。

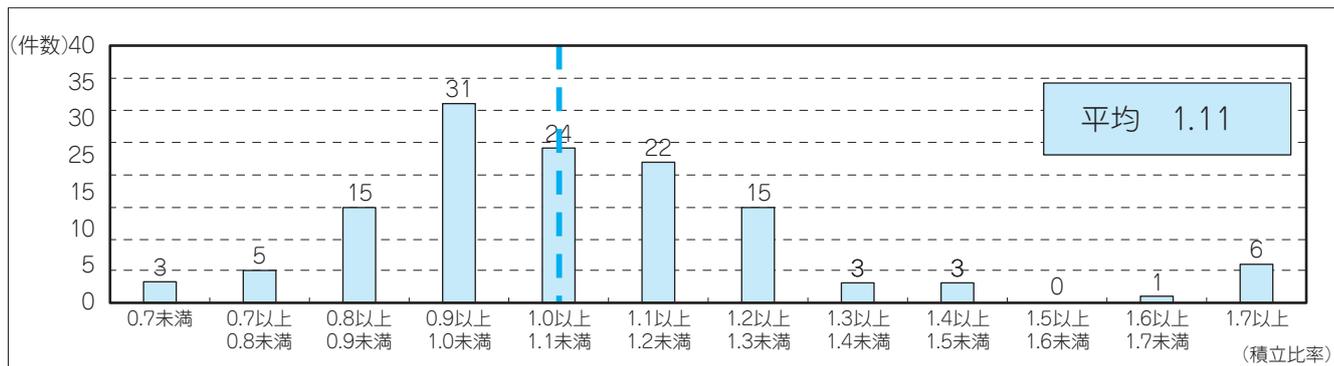
<図4> 継続基準に関する積立比率の分布状況（平成22年度）



(注) 積立比率 = (純資産額+許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

次に、非継続基準に関する積立比率のうち、<図5>は「純資産額÷最低責任準備金」の値の分布を、<図6>は「純資産額÷最低積立基準額」の値の分布を表示しています。<図5>においては約52%の基金が基準値である1.05を下回っています。さらに、<図6>においては約91%もの基金が基準値である0.9を下回っています。継続基準に比べて最低積立基準額に対する積立比率が低い一因として、プラスアルファ部分の最低積立基準額の算定に用いる予定利率が関係していると考えられます。最低積立基準額の算定に用いる予定利率は長期の国債の利回りを基準に定められていますが（現在は30年国債の応募者利回りの5年間の平均値が基準）、この利率が基金のプラスアルファ部分の予定利率の水準（<図2>ご参照）に対し低い水準（平成22年度は2.38%が基準。これを最大1.2倍したものを採用することができますが、その場合2.856%）になっているためです。

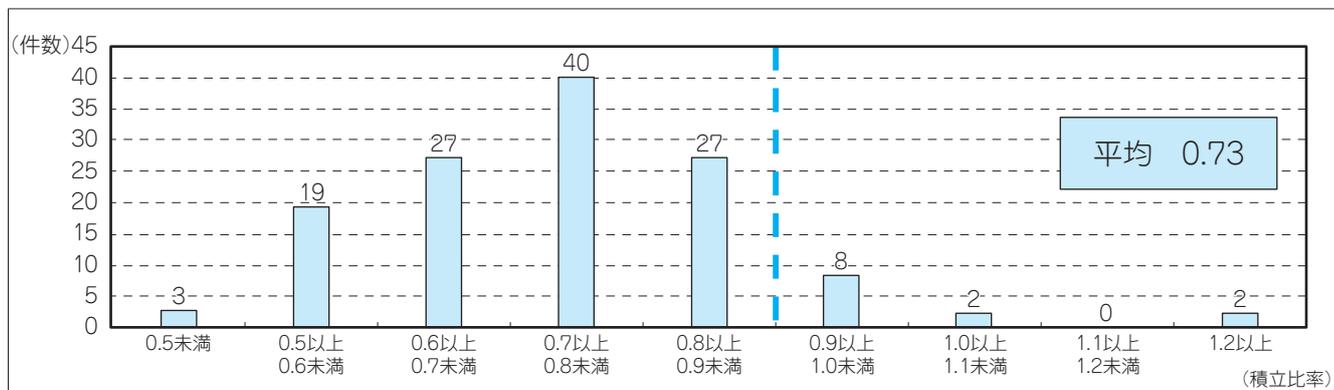
＜図5＞非継続基準に関する積立比率（最低責任準備金ベース）の分布状況（平成22年度）



(注1) 積立比率 = 純資産額 ÷ 最低責任準備金

(注2) 「1.0以上 1.1未満」(24件)の内訳は、1.0以上 1.05未満が13件、1.05以上 1.1未満が11件である。

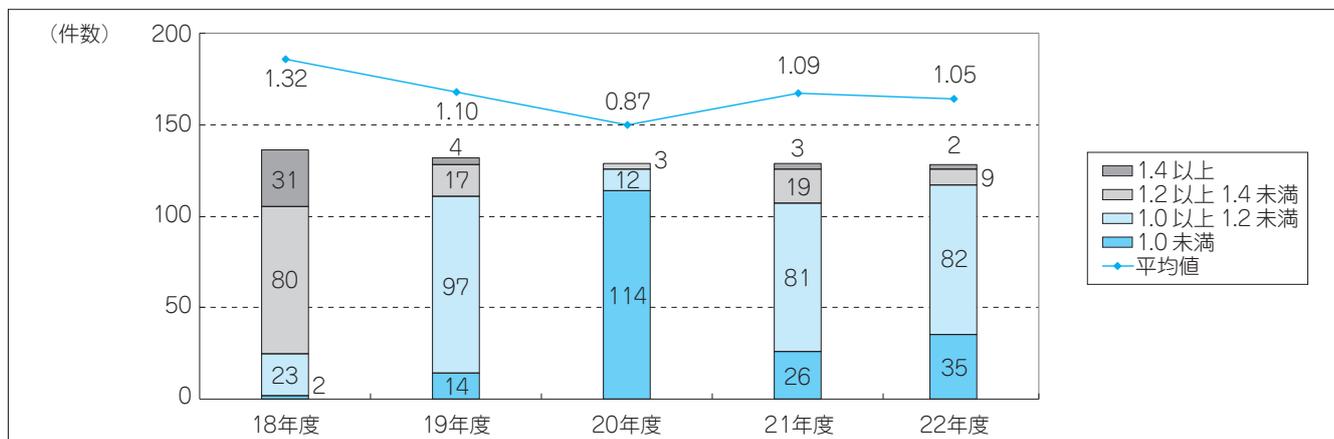
＜図6＞非継続基準に関する積立比率（最低積立基準額ベース）の分布状況（平成22年度）



(注) 積立比率 = 純資産額 ÷ 最低積立基準額

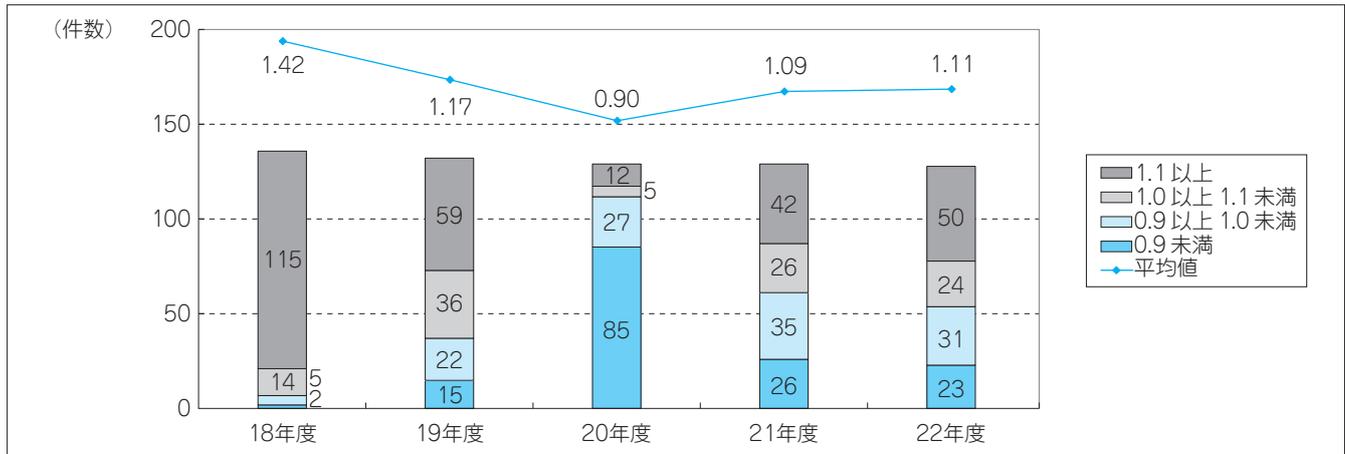
各積立比率の、過去5年間の推移は＜図7＞～＜図9＞の通りです。いずれの積立比率も、資産運用利回り（＜図3＞ご参照）と連動して推移していることがわかりますが、平成22年度は、継続基準に関する積立比率は若干低下し、非継続基準に関する積立比率はほぼ横ばいであったと言えます。この要因の主なものとして、債務の大部分を占める最低責任準備金の付利率が継続基準と非継続基準で異なることが考えられます。継続基準に関する積立比率が低下したのは資産運用利回り（平均△2.03%）が最低責任準備金（継続基準）の付利率（△0.26%：平成22年度厚生年金本体利回り）を下回ったためと考えられます。一方、非継続基準に関する積立比率がほぼ横ばいであったのは、資産運用利回り（平均△2.03%）が最低責任準備金の付利率（約△3.24%：平成22年4月～12月は平成20年度厚生年金本体利回り、平成23年1月～3月は平成21年度厚生年金本体利回り）を上回ったためと考えられます。

＜図7＞継続基準に関する積立比率の推移



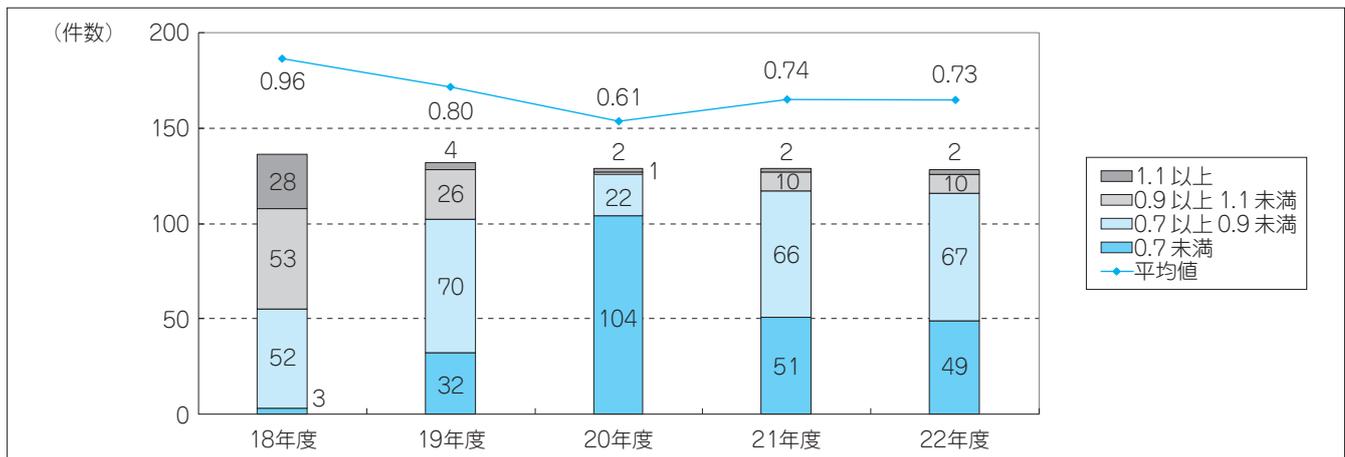
(注) 積立比率 = (純資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金

＜図8＞非継続基準に関する積立比率（最低責任準備金ベース）の推移



(注) 積立比率 = 純資産額 ÷ 最低責任準備金

＜図9＞非継続基準に関する積立比率（最低積立基準額ベース）の推移



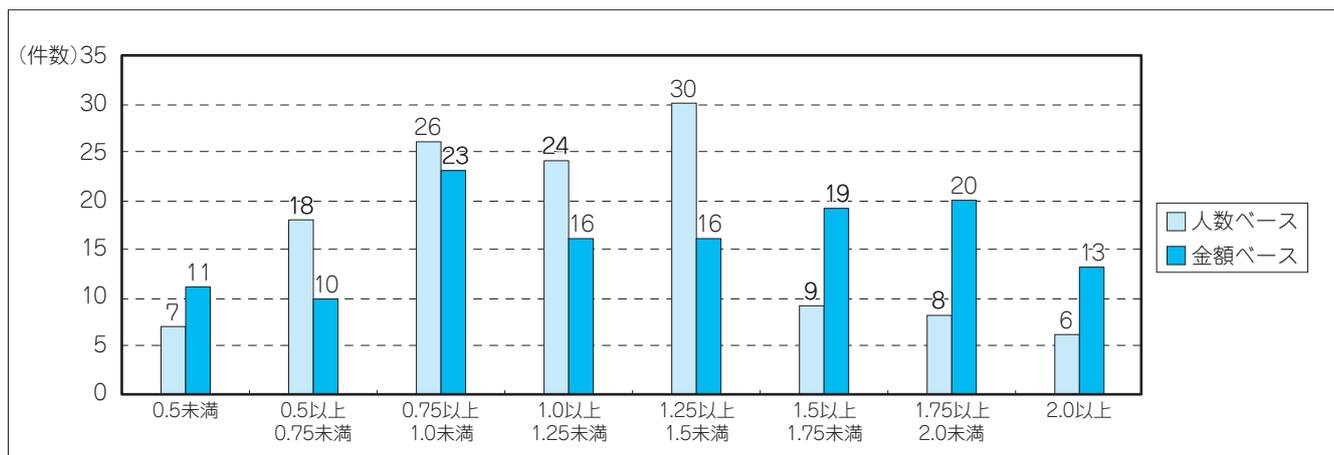
(注) 積立比率 = 純資産額 ÷ 最低積立基準額

4. 成熟度について

年金制度の成熟度を測る指標としては、人数ベースによるもの、金額ベースによるもの、債務ベースによるものなど様々なものが考えられますが、ここでは、人数ベースの成熟度および金額ベースの成熟度について解説します。また、人数ベースの成熟度には「受給者数 ÷ 加入員数」と「(受給者数 + 受給待期者数) ÷ 加入員数」の2種類が考えられますが、金額ベースの成熟度（給付額 ÷ 掛金額）には受給待期者の影響が反映されないことから、人数ベースの成熟度としては「(受給者数 + 受給待期者数) ÷ 加入員数」を用いることとしました。これらの分布および過去5年間の推移は＜図10＞～＜図12＞の通りです（金額ベースの成熟度の算定に用いる給付額・掛金額は、それぞれ、損益計算書上の給付費・掛金等収入の値を使用しています）。

人数ベースおよび金額ベースとも、年々成熟度が上昇していることがわかりますが、企業年金制度においては成熟度の上昇は財政状況の悪化を必ずしも意味するわけではありません。企業年金制度においては事前積立方式と呼ばれる財政方式を採用しており、将来的に人員構成やキャッシュフローが一定の「定常状態」に落ち着く、ということ想定しています。「定常状態」においては、年間の給付額は掛金額を上回りますが、その上回った額は運用収益で賄うことを想定しており、金額ベースの成熟度が1を上回るとは想定範囲内とも言えます。ただし、加入員数が減少するなど掛金収入が減少している場合には、年金資産の減少により想定通りの運用収益が得られないなど、財政状況の悪化要因となるので、留意が必要です。

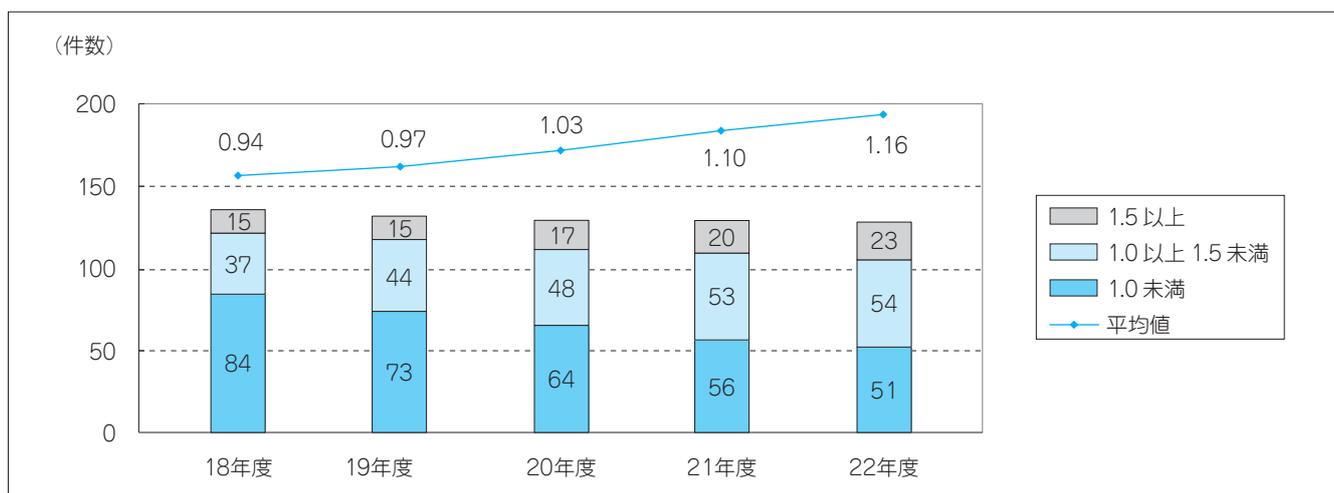
<図 10>成熟度の分布状況（平成 22 年度）



(注 1) 人数ベース成熟度 = (受給者数 + 受給待期者数) ÷ 加入員数

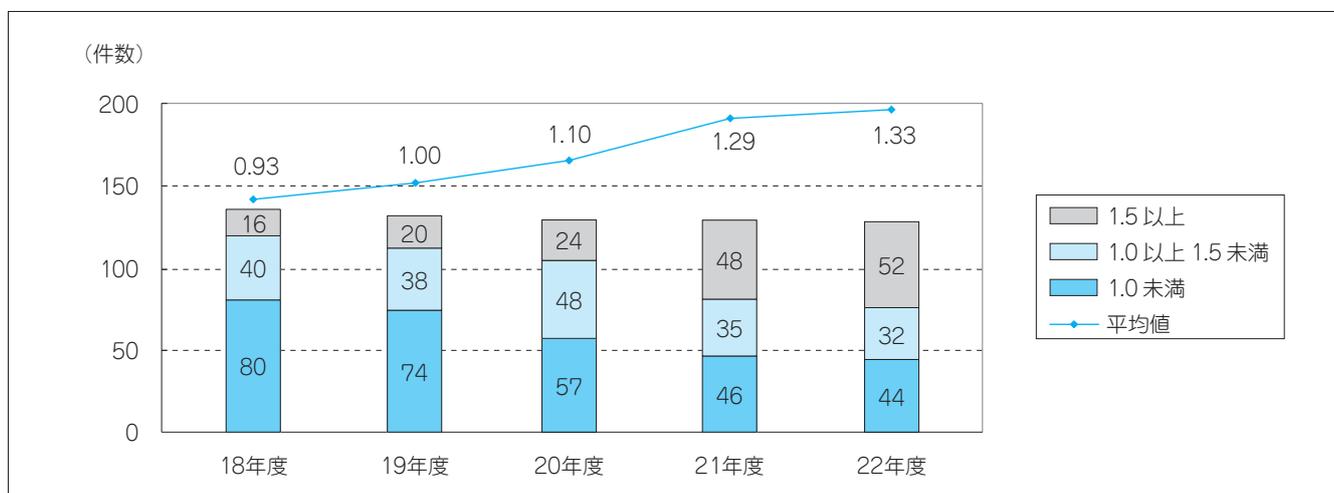
(注 2) 金額ベース成熟度 = 給付額 ÷ 掛金額

<図 11>人数ベース成熟度の推移



(注) 人数ベース成熟度 = (受給者数 + 受給待期者数) ÷ 加入員数

<図 12>金額ベース成熟度の推移



(注) 金額ベース成熟度 = 給付額 ÷ 掛金額

5. まとめ

平成22年度の資産運用利回りは若干のマイナス利回り（平均△2.03%）であり、継続基準・非継続基準に関する積立水準については若干動きに差があるものの、昨年度に比べ大きな変動はありませんでした。資産の運用利回りが乱高下した過去3年間に対し、比較的変動の少ない決算だったという印象ではないでしょうか。

しかし、リーマン・ショック等による積立金の落ち込みをいまだ挽回できておらず、継続基準または非継続基準を満たしていない基金も多数存在します。平成21年度から実施された弾力化措置の内、掛金引上げの猶予期間は平成24年3月31日までとされているため、掛金の見直し結果によっては、平成24年度から掛金引上げ等の対応が必要となります。

また、今回は掛金の引上げが必要でなかった場合でも、加入員数が減少傾向にある基金も多いため、継続的に財政状況の回復に努めていく必要があると考えられます。

【解説】厚生年金基金の財政検証について

財政決算では、貸借対照表・損益計算書により財政状況を把握します。そして、積立状況が健全に推移しているか否かの財政検証を行います。ここでは財政検証のうち、**継続基準**および**非継続基準**の仕組みについて簡単にご説明します。また、代行部分の債務である最低責任準備金の、いわゆる「期ズレ」について解説します。

(1) 継続基準

継続基準による財政検証は、制度が今後も継続するために必要な積立金が確保されているか、という観点で行います。具体的には、将来発生する給付や掛金収入及び予定運用収益を考慮して算出した現時点で必要な積立金（＝責任準備金）を保有しているか検証し、「純資産額÷責任準備金」の値が1.0を下回った場合、掛金を見直すこととされています。ただし、「（純資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金」の値が1.0を上回る場合は、積立金の額が短期的に変動したとみなして掛金の見直しを留保することができます。

継続基準の財政検証においては、代行部分の債務として、後述する「期ズレ」解消後の、最低責任準備金（継続基準）を用います。

(2) 非継続基準

非継続基準による財政検証は、決算日時点で制度が終了すると仮定した場合に必要な積立金が確保されているか、という観点で行います。

具体的には、(a) 代行部分の過去の債務に相当する最低責任準備金に見合う積立金を保有しているか、また、(b) 最低責任準備金と、プラスアルファ部分の過去の加入員期間に応じた一定の給付（＝最低保全給付）の現価相当額との合計額である最低積立基準額に見合う積立金を保有しているか、を検証します。

(a) については、「純資産額÷最低責任準備金」の値が1.05を下回ると掛金を見直しが必要となります。

(b) については、「純資産額÷最低積立基準額」の値が1.0*を下回ると、掛金を見直しが必要となります。ただし、「純資産額÷最低責任準備金」が1.05以上かつ「純資産額÷最低積立基準額」が0.9**以上であり、過去3事業年度のうち少なくとも2事業年度で「純資産額÷最低責任準備金」が1.05以上かつ「純資産額÷最低積立基準額」が1.0*以上の場合、掛金を見直しは必要ありません（経過措置として、平成24年3月31日までを基準日とする財政検証においては、*は0.9と、**は0.8と読み替えます。ただし、平成23年7月14日付のパブリックコメント手続において、この経過措置を段階的に廃止する案が公開されています）。

非継続基準の財政検証においては、代行部分の債務は、後述する「期ズレ」解消前の、最低責任準備金の額となります。

※ 最低責任準備金の「期ズレ」について

基金の代行部分の債務である最低責任準備金は、期初の値に元本の増減を加味して期末まで利息を付ける、いわゆる「コロガシ計算」により算定します。利息を付けるための利率は、厚生年金本体の実績運用利回りとされています。

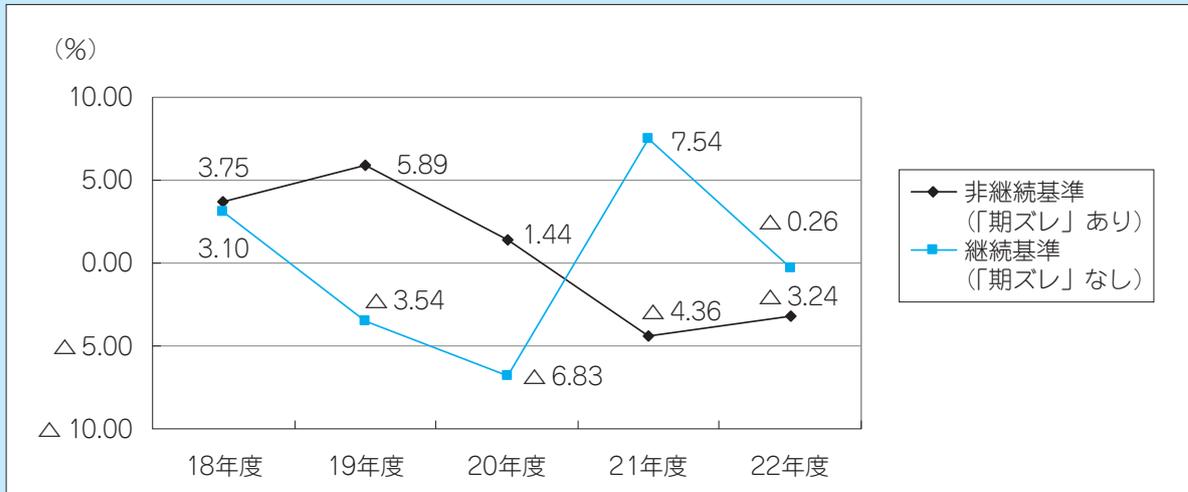
この最低責任準備金の「コロガシ計算」に用いる利回りの適用年度を国に合わせたものが最低責任準備金（継続基準）、最大1年9ヶ月の遅れ（＝「期ズレ」）があるものが最低責任準備金となります。

平成22年度を例にとってご説明します。平成22年度の厚生年金本体の運用利回りは△0.26%でしたので、最低責任準備金（継続基準）については、平成22年度は期初（平成22年4月）から期末（平成23年3月）まで△0.26%で利息を付けます。

一方の最低責任準備金は、厚生年金本体の年度ベースの運用利回りを翌年の1月から適用します。具体的には、平成22年4月から平成22年12月までの9ヶ月は厚生年金本体の平成20年度の運用利回りである△6.83%で利息を付け、平成23年1月から平成23年3月までの3ヶ月は厚生年金本体の平成21年度の運用利回りである7.54%で利息を付ける、ということになります。単純に単利ベースで平均すると（本来は月複利の計算となります）、平成22年度の付利率は、 $\Delta 6.83\% \times 9/12 + 7.54\% \times 3/12 = \Delta 3.24\%$ となります。

最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金の付利率の推移は、右図の通りです。

<図>最低責任準備金付利率の推移



(注) 非継続基準〔「期ズレ」あり〕については、単利ベースで近似している。

りそなコラム

厚生年金保険の第4種被保険者について

第18回のコラムテーマは、「第4種被保険者」について、アイウ厚生年金基金の事務を担当する新人職員「A君」と、その上司「B事務長」との間の会話です。

- A 君：さきほど、C信託銀行のDさんに「第4種被保険者の年金記録に関する照会」を依頼したところなのですが、そもそも「第4種被保険者」とは何のことですか？
- B事務長：A君は「第4種被保険者」を知らないのかい？
- A 君：事務局に配属されて数ヶ月経ちますが、今回初めて耳にしました。
- B事務長：よし、わかった。ではまず、厚生年金保険の被保険者の種類について説明しよう。国民年金の被保険者には、第1号（自営業者等）、第2号（サラリーマン等）および第3号（専業主婦等）という3つの区分があることは、君も知っているよね。実は厚生年金保険も、性別や職業によって被保険者の種類が4つに分かれているんだよ。具体的には、第1種被保険者は「男子被保険者」、第2種被保険者は「女子被保険者」、第3種被保険者は「坑内員および船員」、そして、第4種被保険者は「退職後も任意で加入する者（任意継続被保険者）」のことなんだ。この種別は旧厚生年金保険法の規定によるもので、昭和60年の法改正により既に廃止されているのだけど、被保険者の種別によって保険料率や年金受給資格期間の要件等がそれぞれ異なるため、現在も経過措置として残されているんだ。例えば、第3種被保険者の被保険者期間は、昭和61年3月以前の期間は「実際の被保険者期間×3分の4倍」として、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は「実際の被保険者期間×5分の6倍」としてそれぞれ計算することになっているんだよ。昔は、炭鉱夫や船乗りといった仕事は労働環境がとても厳しかったから、年金制度でもその点が考慮されているんだろうね。ここまでは分かったかな？
- A 君：はい、被保険者の種類については、理解できました。
- B事務長：では、ここから第4種被保険者の説明に入るよ。旧厚生年金保険法では、被保険者期間が10年以上ある者が退職により被保険者でなくなっても、一定要件に該当した場合には、本人の申出により被保険者期間が20年になるまで任意で厚生年金保険の被保険者になることができたんだ。この取り扱いが昭和60年の法改正により廃止されたことは、先ほど述べたとおりだ。ただし、当該法改正施行日の前日である昭和61年3月31日において既に第4種被保険者であった者等については、昭和61年4月1日の新法施行日以降も第4種被保険者となることが認められているんだ。また現在でも、昭和16年4月1日以前に生まれた者であって一定の要件（※1）を満たす者については、経過措置（昭和60年法附則第43条）によって新たに第4種被保険者になることができるんだよ。

厚生年金保険の第4種被保険者について

【※1】第4種被保険者の資格要件

- ①昭和16年4月1日以前生まれの者
- ②昭和61年4月1日現在厚生年金保険の被保険者である者
- ③昭和61年4月1日から退職までのすべての期間において、厚生年金被保険者または共済組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であること
- ④厚生年金保険の被保険者期間が10年以上であること
- ⑤厚生年金保険の被保険者期間が20年（中高齢の期間短縮特例に該当する者にあつてはその期間）未満であること

A 君：そうなんですか。第4種被保険者に該当するケースって、非常に稀なんですね。

B事務長：そのとおり。だから、第4種被保険者については、制度の概要さえ理解していれば大丈夫だよ。

ついでに、C信託銀行に照会した結果についても伝えておこう。第4種被保険者制度を利用して厚生年金保険の被保険者期間が20年に達した者について、新たに厚生年金保険の加入記録が見つかった場合の国の対応について確認したところ、見つかった被保険者期間分だけ、第4種被保険者期間がなかったものとして取り扱われるとのことだったんだ。つまり、新たに見つかった厚生年金保険の被保険者期間が加算され、当該期間に係る第4種被保険者期間が削られることによって、年金額の計算に用いる平均標準報酬月額が変動すると年金額にも影響がでる場合があるんだ。また、削られた第4種被保険者期間については、保険料が還付されるとのことだったよ。これで分かったかな？

A 君：はい、良く分かりました。一日も早く一人前になれるよう頑張ります。

B事務長：期待しているよ。

〈ご参考〉

【各被保険者の資格喪失事由および喪失日】

名 称	資格喪失事由および資格喪失日
強制加入被保険者	(A) 70歳の誕生日の前日 (B) 適用事業所を退職した日の翌日（※被保険者でなくなった日に、他の適用事業所で被保険者となったときは、その日） (C) 勤務先が適用事業所でなくなった日の翌日（※任意適用の場合は認可のあった日の翌日） (D) 被保険者から除外される規定に該当した日の翌日 (E) 死亡した日の翌日
任意単独被保険者	強制加入被保険者の(A)(B)(C)(E)と同じ または社会保険事務所に被保険者でなくなる申請をし、認可のあった日の翌日
第4種被保険者	(F) 厚生年金保険の被保険者期間が20年（中高齢の期間短縮特例該当者は、その期間）に達した日の翌月の1日 (G) 適用事業所に雇われる被保険者または任意単独被保険者になった日 (H) 共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者となった日 (I) 第4種被保険者でなくなる申し出が受理された日の翌日 (J) 保険料を督促状の指定期限までに納めなかった場合は、指定期限の日の翌日 (K) 死亡した日の翌日

企業年金ノート No.521

平成23年9月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟 TEL.03(6704)3384

りそな銀行ホームページでもご覧いただけます。

【<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>】

りそな銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。(TEL 06 (6268) 1813)

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00

※土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。